

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

裾野市長 村田 悠

市町村名 (市町村コード)	裾野市 (22220)
地域名 (地域内農業集落名)	西地区 (石脇、伊豆島田、大畑、上町、佐野二、佐野本宿、佐野上宿、佐野元町、佐野若狭、堰原、南町、富沢、二ツ屋1、二ツ屋2、水窪、緑町、桃園)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、市の南西部に位置し、市街地を形成するエリアと農村集落地域が混在する中山間地域となっている。地域内の農用地は主に佐野と富沢にまとまっている。

佐野は豊富な水資源に恵まれ、市街地に囲まれ鳥獣被害も少ないため、水稻、露地野菜の栽培が盛んに行われている。地域内の人口減少、高齢化に伴い、後継者も少なく、今後農地の荒廃化が懸念される。

富沢は背後に山林が広がり、水資源が不足しており、鳥獣被害も非常に多い。農業を行うことが難しいため、新たな担い手確保も難しく、農地の荒廃化が進んでいる。

【地域の基礎的データ】

農業者:34人(うち法人1)、

主な作物:水稻、露地野菜、芝など

(2) 地域における農業の将来の在り方

佐野と富沢で状況は異なるが、両地域は基盤整備事業が入っていない。今後それぞれの地域での話し合いを通じて、農業者が主体となり合意形成が図られれば基盤整備事業の実施を検討し、優良農地を確保する。

地域内の担い手がない農地においては、市外からの参入意向に関して受入体制を構築していく。

当地域内に参入した農業法人の意向を把握し、経営規模拡大を見据えた農地の集積・集約化を検討し、必要に応じて関係機関と連携を図り、基盤整備等の検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
規模縮小や離農を検討している農地情報や担い手や新規就農希望者の情報を農地中間管理機構へ集約し、農地の利用権設定を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での話し合いを進める中で、地域外からの担い手の意向を把握し、農作業の効率化や農地の大区画化を図るための基盤整備事業の実施について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市・県・農業振興公社・JA等の関係機関が連携し、地域内農業者との調和を図りながら、新規就農者・担い手確保や農業法人誘致に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
サービス提供が可能な法人や団体についての情報収集・整理を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①猟友会等との連携・協力体制を構築する。地域ぐるみで被害防止に取り組む。
 ③出荷・販売を担う施設との情報共有や、販路拡大や地域内をネットワーク化した栽培品目の調整により、小規模でも効率の良い農業経営の構築を支援する。